

産業競争力強化法案の概要と主な論点

～過小投資、過剰規制、過当競争の是正は進むのか～

経済産業委員会調査室 柿沼 重志・中西 信介

第二次安倍内閣の経済政策であるアベノミクスの「第3の矢」とされる成長戦略は、「日本再興戦略¹」として、2013年6月14日に閣議決定された。

同戦略では、日本経済の3つのゆがみ（「過小投資」、「過剰規制」及び「過当競争」）を根本から是正し、グローバル競争に勝ち抜く筋肉質の日本経済にするため、今後5年間（2013年度から2017年度まで）を「緊急構造改革期間」と位置付け、集中的に取り組を進めるとした上で、①民間投資を拡大し、設備の新陳代謝を図り、イノベーションの源泉を強くする、②過剰規制を改革し、萎縮せずに新事業にチャレンジできる仕組みを創る、③過当競争を解消し、収益力を飛躍的に高め世界で勝ち抜く製造業を復活させるという3つの目標が掲げられている。特に、民間設備投資（名目）については、2015年度までの3年間で、2012年度の63兆円から10%増加させ、リーマンショック前の水準である70兆円まで回復させることを目指すという具体的な数値目標（KPI：Key Performance Indicator）も明示されている²。

「産業競争力強化法案」は、これらの目標を具現化するために、「成長戦略実行国会」と位置付けられる第185回国会の召集日である2013年10月15日に閣議決定され、同日、国会に提出された。

以下では、まず日本の産業政策³の動向（1999年の「産活法⁴」以後）について、時系列的に整理した上で、「産業競争力強化法案」提出の背景にある3つの「過」の現状について確認する。次に、同法案の概要をその骨格となる部分を中心に解説する。さらに、同法案の主な論点について指摘することとしたい。

¹ 「日本再興戦略」に関する解説については、鎌田・柿沼・中西（2013）を参照。

² 民間設備投資の動向については、柿沼・中西（2013）を参照。

³ 産業政策について、伊藤他（1988）は、「競争的な市場機構の持つ欠陥—市場の失敗—のために、自由競争によっては資源配分あるいは所得分配上なんらかの問題が発生するときに、当該経済の厚生水準を高めるために実施される政策である。しかもそのような政策目的を、産業ないし部門間の資源配分または個別産業の産業組織に介入することによって達成しようとする政策の総体」と定義付けている。

⁴ 「産活法」の制定時の正式名称は、「産業活力再生特別措置法」。後述するとおり、今般の「産業競争力強化法案」は産活法の条文をスライドしているものも少なくなく、そうした意味でも産活法以後の産業政策を俯瞰することとする。

1. 日本の産業政策の動向と「産業競争力強化法案」提出の背景

1-1. 日本の産業政策の動向

バブル崩壊後の日本経済は「失われた20年⁵」と称されることもあるが、この間も、多くの産業政策が講じられてきた。しかしながら、長引く景気低迷や新興国の追い上げ等もあり、日本の産業競争力の低下傾向に歯止めをかけることはできなかった。そうした点も踏まえつつ、以下では、特に1999年の産活法以後の産業政策について、時系列的に整理する（図表1）。

図表1 日本の産業政策の動向（産活法以後）

年・月	主な産業政策（一部金融政策も含む）に関する立法措置等
1999年8月	<p>■産業活力再生特別措置法成立</p> <p>選択と集中により、低生産性部門から高生産性部門への経営資源のシフトを図る。</p>
2002年10月	<p>金融庁が「金融再生プログラム」を公表（不良債権処理の断行）</p>
2003年4月	<p>■産業活力再生特別措置法の一部改正及び株式会社産業再生機構法が成立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過剰供給、過剰債務の解消、迅速な組織再編を助成する。 ・株式会社産業再生機構を設立する（→同機構は2003年4月に業務を開始し、2007年3月に解散、同年6月に清算終了）。
2007年4月	<p>■産業活力再生特別措置法の一部改正が成立</p> <p>経営資源の外部からの導入や、異分野融合による事業革新の促進を図る。</p>
2008年9月	<p>リーマンショックの発生</p>
2009年4月	<p>■産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法成立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者の生産性向上、資源制約に対応した製品の生産、中小企業の再生等を支援する。 ・株式会社産業革新機構を設立する。
2009年6月	<p>■株式会社企業再生支援機構法成立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株式会社企業再生支援機構を設立する（→2009年10月に業務を開始）。
2009年11月	<p>■中小企業金融円滑化法成立</p>
2011年3月	<p>東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故の発生</p>
2011年5月	<p>■産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の一部改正が成立</p> <p>国際競争力の強化を目指した戦略的な産業再編の促進を図る。</p>
2011年7月	<p>公正取引委員会が新たな企業結合規則を施行（企業結合審査手続の迅速化及び透明性を高める）</p>
2012年2月	<p>■経済社会課題対応事業の促進に関する法律案が国会に提出</p> <p>（→同年8月衆議院経済産業委員会に付託されたものの審査には至らず、継続審査の後同年12月に廃案）</p>

⁵ 「失われた20年」に関する詳細な分析については、深尾（2012）を参照。

2012年7月	▲野田内閣が「日本再生戦略」を閣議決定
2013年1月	産業競争力会議発足（「成長戦略」策定に向けた議論を開始）
2013年2月	■株式会社企業再生支援機構法改正 ・株式会社地域経済活性化支援機構に改組する（→2013年3月に業務を開始）。
2013年3月末	■中小企業金融円滑化法の期限終了
2013年6月	▲第二次安倍内閣が「日本再興戦略」を閣議決定
2013年10月	■産業競争力強化法案を国会に提出

（注1）法律名は一部略称を使用。

（注2）立法措置は■、成長戦略（野田内閣、第二次安倍内閣分のみ記載）は▲。

（注3）中小企業金融円滑化法は2度の期限延長を経て2013年3月末に期限終了。

（出所）各種資料より作成

上表から読み取れるのは、産業政策の軸足が経済のグローバル化への対応に置かれていること、そして長引く景気低迷、更にはデフレへの対応に追われていることである。

特に、2008年以降は、リーマンショックと東日本大震災という経済に大きな負の影響を与える出来事が連続して発生したこともあり、中小企業金融円滑化法に象徴されるような止血的な政策対応に追われたと言える。中小企業金融円滑化法については、リーマンショックのような甚大な外的ショックの影響を緩和し、多くの中小企業を倒産から回避させたとの正の評価がある一方で、同法の存在により、本来市場から退出すべき企業が延命する結果となり、企業の新陳代謝を遅らせたとの意見もある⁶。

今後の産業政策においては、一定の持続性、継続性を担保するという意味でも、「産業競争力強化法案」が重要な意義を持つと思われる⁷。

1-2. 「産業競争力強化法案」提出の背景-3つの「過」の現状-

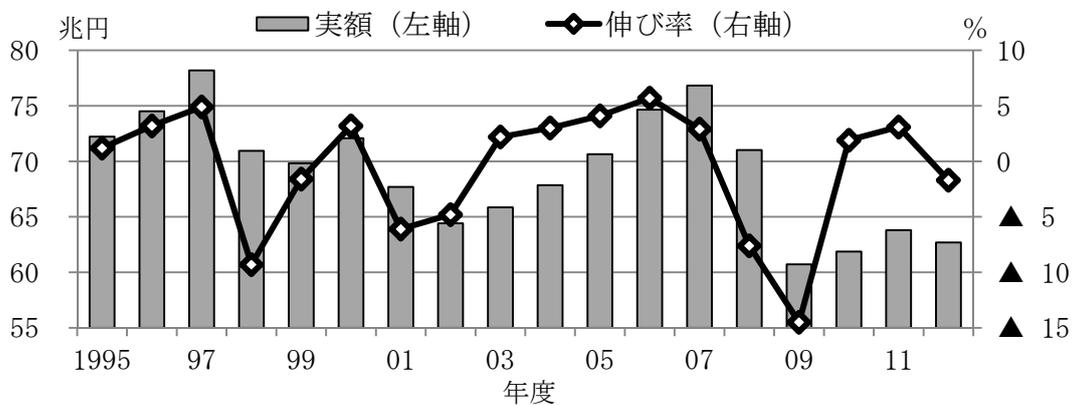
まず、「過小投資」であるが、1995年度以降の民間設備投資の年度データ（名

⁶ 例えば、小川一夫大阪大学教授は、「円滑化法により、本来市場から退出すべき企業が延命する結果になったという批判は免れないであろう。」と指摘した上で、「円滑化法の下で事業再生に成功した事例、モラルハザードや逆選択で失敗した事例を整理し、理由を探る必要がある。それにより、経営再建の可能性がある企業とそうでない企業の区別が可能となり、今後の不況下における公的資金の制度設計に資することを強調しておきたい。」としている（日本経済新聞『経済教室』（2013. 3. 19））。

⁷ この点について、日本経済団体連合会（2013）は、「産業政策の持続性を担保するために、競争力強化法の制定を視野に入れることも重要となる。米国は、2007年8月、米国競争法（通称 America COMPETES Act）を制定した。同法は、中国やインドの急速な経済発展等によりグローバル競争が激化する中で、米国の競争力優位を確実なものとするため、研究開発によるイノベーションの創出の推進や人材育成への投資促進、及びこれらの政府予算の大幅な拡充を一体的に認めているところである。」としている。

目) を見てみると、ピークは1997年度の約78兆円であり、足下の約63兆円という水準は同ピーク時よりも15兆円も低いことになる(図表2)。すなわち、1990年代後半以降、デフレが深刻化し、期待成長率がなかなか高まるような状態にならなかったことから、設備投資が低迷していった状況が数字上も如実に表れている。加えて、1998年度以降については、金融不安や不良債権問題が顕在化し、設備の過剰が問題になったこと⁸、また、2008年9月のリーマンショックを契機とした世界的な金融経済危機や2011年3月に発生した東日本大震災や福島第一原子力発電所の事故による影響を受けて、民間設備投資の水準が大幅に落ち込んだと言える。

図表2 民間設備投資の推移(年度データ:名目)



(出所) 内閣府『国民経済計算』

「日本再興戦略」に掲げられている2015年度までに70兆円という目標を達成するためには、毎年度3.8%の投資拡大が必要になる(平均的な伸びを算出した場合)。しかしながら、1995年度以降で民間設備投資(名目)の対前年度伸び率が3.8%を上回ったのは、1997年度、2005年度及び2006年度の僅か3回に過ぎず、こうした近年の推移や設備の過剰感はいまだ払拭されておらず、民間設備投資はしばらく伸び悩むのではないかと慎重な見方⁹を踏まえれば、70兆円の目標を達成することはそう容易ではないと思われる。

ただし、企業は巨額の内部留保を蓄積しており、同部門の資産構成に前向きな変化、つまり、手元資金(現金・預金等)¹⁰を取崩し、設備投資が活発化する

⁸ 『経済白書(1999年度版)』(経済企画庁)では、設備・雇用・債務の「3つの過剰」が指摘されている。1997年秋以降の不況の深化と共に、日本企業では経営の困難さが増幅され、リストラ圧力が高まったが、これら「3つの過剰」はその背景にあるとされた長期的な要因である。

⁹ 例えば、山本(2013)を参照。

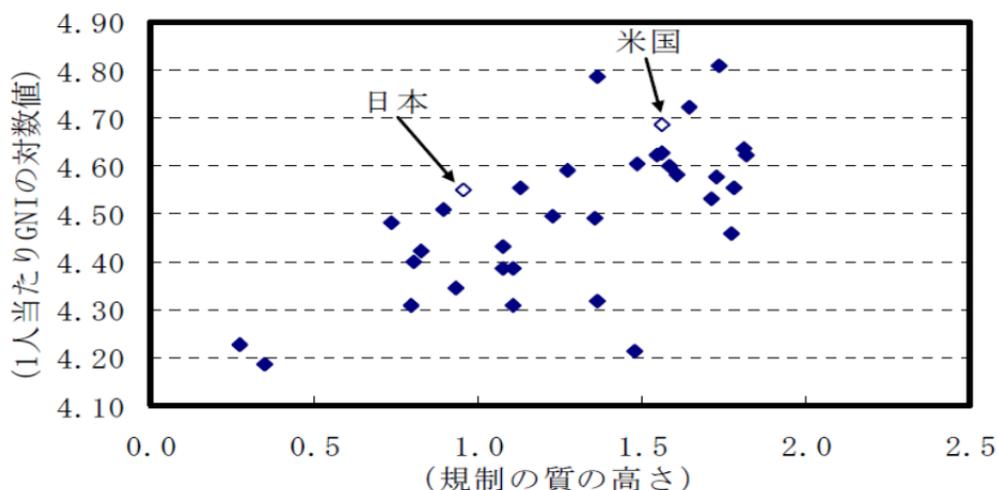
¹⁰ 2012年度末時点で、企業が保有する現金・預金残高は過去最高の約224兆円に上る(日本銀

るような状態が実現した場合には、70兆円の目標は不可能な水準とは言えない。そうした意味でも、成長戦略の着実な実行により、景気回復を企業部門が真に実感することで、投資マインドに対する根強い慎重姿勢を転換させ、期待成長率を高めることが目標達成の前提となる。

次に、「過剰規制」であるが、安倍総理は、「もはや岩盤のように固まった規制を打ち破るには、強力なドリルと、強い刃が必要であり、自分がそのドリルの刃になる。」旨の発言をしている¹¹とおり、経済成長を阻害するような過剰な規制が存在しているのが現状である。

また、規制の質 (Regulatory Quality)¹²が高い国ほど、1人当たりGNI (国民総所得)が高い傾向がある (図表3)。「市場の失敗」を補完するための必要最低限の規制は保持しつつも、企業活動を必要以上に抑制するような過剰な規制は極力少なくするという、そのバランスが重要であろう。

図表3 規制の質と1人当たりGNIの関係 (OECD34カ国)



(注1) 1人当たりGNI (対数値) は2011年でPPP (購買力平価) ベース。

(注2) 規制の質は0が世界153カ国平均。数字が大きいほど質が高い。

(出所) 溝端 (2013) 5頁より抜粋

そして、「過当競争」であるが、グローバル競争が激しくなるにつれて、競争の前提として、一定以上の規模の経済が求められるようになってきており、

行『資金循環統計』)。

¹¹ 2013年10月7日のAPEC・CEOサミット基調講演における発言。<http://www.kantei.go.jp/jp/96_abe/statement/2013/1007koen.html>

¹² 世界銀行が規制の質を表すと考えられる各要素を指数化し、定量的な指標にまとめたものであり、例えば、不公平な競争環境や開業の困難さ等があると、規制の質は低いとみなされる。

欧米やアジア各国ではそうした観点から事業再編を積極的に進めている。そのため、「過当競争」とは逆に寡占化が進んでおり、同一業種内の企業数が少なくなる一方で、企業規模が大きくなっている。それとは逆に、日本では国内企業同士で消耗戦を行っているような状態が続いており、「過当競争」の状態にある（図表4）¹³。

図表4 各産業における各国の企業例

	日本	北米	欧州	アジア他
液晶テレビ	ソニー、シャープ、東芝、三菱電機、パナソニック	Vizio(米)	Philips(蘭)	Samusung、LGE(韓)、CL(中)
画像診断機器	東芝メディカル、日立メディコ、アロカ、島津製作所	GE(米)	Philips(蘭)	—
原子力	東芝、三菱重工、日立製作所	GE(米)	AREVA(仏)	斗山重工業(韓)
自動車	トヨタ、日産、ホンダ、スズキ、マツダ、三菱自、富士重工、ダイハツ	GM、フォード、クライスラー(米)	VW、BMW、ダイムラー(独)、PSA、ルノー(仏)、Fiat(伊)	現代自(韓)、上汽集団(中)、Tata(印)
石油化学	三菱化学、三井化学、昭和電工、東ソー、住友化学、旭化成	Dow Chemical、Exxon Mobil、Chevron(米)	Ineos(英)、TotalAS(仏)、LAMXESS(独)、Lyondbasell(蘭)	SABIC(サウジ)、Sinopec(中)、イラン国営石化(イラン)
鉄鋼	新日鐵住金、JFEスチール、神戸製鋼	US.Steel(米)	アルセロールミッタル(ルクセンブルク)	河北鉄鋼集団、宝山鉄鋼、武漢鉄鋼、江蘇沙鋼、鞍本集団(中)、POSCO(韓)

(出所)『ものづくり白書(2013年度版)』(経済産業省・厚生労働省・文部科学省)172頁

こうした「過当競争」が日本企業の収益性が低い一因となっている可能性も否めず¹⁴、競争力の分散を回避し、海外企業と闘える事業規模を備えた「グローバルメジャー」を目指すことが求められている¹⁵。この点につき、「日本再興戦略」では、「国内の過当競争を解消し、思い切った投資によりイノベーションを起こし、収益力を飛躍的に高めることなどを通じて、例えば技術でもビジネスでも世界で勝ち抜く製造業の復活を目指す。このため、事業再編や事業組替を促進し、経営資源や労働移動の円滑化を支援する。」としている。

¹³ こうした主に大企業を視野に入れた事業再編の遅れとは別に、中小企業の過当競争について、徳田(2010)は、「日本では政策金融などによる公的介入が、非効率な企業の退出を妨げ産業構造の調整を遅らせた結果、廃業率が(本来の水準よりも)低くなって「過当競争」が生じている」旨の指摘をしている。

¹⁴ 例えば、山田(2010)を参照。ただし、小林(2013)が指摘しているとおり、産業の寡占化が進めば業種は好転するのかを個別業種別にみると、その影響はまちまちである(業績が悪化することによって企業数が減少することもあるため)。

¹⁵ 『ものづくり白書(2013年度版)』(経済産業省・厚生労働省・文部科学省)172頁を参照。

2. 「産業競争力強化法案」の概要

「産業競争力強化法案」は、本則 156 条、附則 45 条から成る新法であるが、部分的にはいわゆる「産活法」の条文をスライドさせたものとなっている。なお、同法律案の体系は図表 5 に示すとおりである。

図表 5 「産業競争力強化法案」の体系

第 1 章 総則 (第 1 条—第 5 条)
第 1 条 目的
第 2 条 定義
第 3 条 基本理念
第 4 条 国の責務
第 5 条 事業者の責務
第 2 章 産業競争力の強化に関する実行計画 (第 6 条—第 7 条)
第 6 条 実行計画
第 7 条 担当大臣の責務
第 3 章 新事業活動に関する規制の特例措置の整備等及び規制改革の推進 (第 8 条—第 15 条)
第 8 条 新たな規制の特例措置の求め (企業実証特例制度)
第 9 条 解釈及び適用の確認 (グレーゾーン解消制度)
第 4 章 産業活動における新陳代謝の活性化
第 1 節 特定新事業開拓投資事業及び特定研究成果活用支援事業の促進 (第 16 条—第 22 条)
第 2 節 事業再編の円滑化 (第 23 条—第 50 条) (※)
第 24 条 事業再編計画の認定
第 26 条 特定事業再編計画の認定
第 50 条 調査等
第 3 節 事業再生の円滑化 (第 51 条—第 60 条) (※)
第 4 節 設備導入促進法人 (第 61 条—第 74 条)
第 61 条 設備導入促進法人の指定
第 5 節 事業活動における知的財産権の活用 (第 75 条)
第 5 章 株式会社産業革新機構による特定事業活動の支援等 (第 76 条—第 111 条) (※)
第 6 章 中小企業の活力の再生 (※)
第 1 節 創業等の支援 (第 112 条—第 119 条)
第 2 節 中小企業承継事業再生の円滑化 (第 120 条—第 125 条)
第 3 節 中小企業再生支援体制の整備 (第 126 条—第 133 条)
第 7 章 雑則 (第 134 条—第 143 条) (※)
第 8 章 罰則 (第 144 条—第 156 条) (※)
附則 (第 1 条—第 45 条)

(注) (※) の部分については、一部 (あるいはほぼ全部) を産活法からスライドさせた規定となっている。

(出所) 「産業競争力強化法案」より作成

以下では、同法案の概要について、その骨格となる部分を中心に解説する。

2-1. 目的及び基本理念

目的については、第1条で、「この法律は、我が国経済を再興すべく、我が国の産業を中長期にわたる低迷の状態から脱却させ、持続的発展の軌道に乗せるためには、経済社会情勢の変化に対応して、産業競争力を強化することが重要であることに鑑み、産業競争力の強化に関し、基本理念、国及び事業者の責務並びに産業競争力の強化に関する実行計画について定めることにより、産業競争力の強化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための態勢を整備するとともに、規制の特例措置の整備等及びこれを通じた規制改革を推進し、併せて、産業活動における新陳代謝の活性化を促進するための措置、株式会社産業革新機構に特定事業活動の支援等に関する業務を行わせるための措置及び中小企業の活力の再生を円滑化するための措置を講じ、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。」と定めている。

次に、「産業競争力」とは、第2条第1項で、「産業活動において、高い生産性及び十分な需要を確保することにより、高い収益性を実現する能力をいう。」と定義付けられている。また、「産業活動における新陳代謝」とは、第2条第4項で、「産業活動において、新たな事業の開拓、事業再編による新たな事業の開始又は収益性の低い事業からの撤退、事業再生、設備投資その他の生産性の向上又は需要の拡大のための事業活動が行われることをいう。」と定義付けられている。

また、基本理念については、第3条で、「産業競争力の強化は、事業者が、経済事情の変動に対応して、経営改革を推進することにより、生産性の向上及び需要の拡大を目指し、新たな事業の開拓、事業再編による新たな事業の開始又は収益性の低い事業からの撤退、事業再生、設備投資その他の事業活動を積極的に行うことを基本とし、国が、これらの取組を促進するために、規制の見直しその他の必要な事業環境の整備を行うとともに、事業者に対する支援措置を講ずることを旨として、行わなければならない。」としている。

2-2. 国・事業者双方の責任の明確化

国の責務については、まず第4条第1項で、「産業競争力の強化のための施策を総合的に策定し、及び迅速かつ確実に実施する責務を有する。」旨が、さらに同条第2項で、「規制の見直しその他の必要な事業環境の整備を行うとともに、事業者に対する支援措置を講ずる。」旨がそれぞれ規定されている。

一方、事業者¹⁶の責務については、第5条で、「経営改革を推進することにより、生産性の向上及び需要の拡大を目指し、新たな事業の開拓、事業再編による新たな事業の開始若しくは収益性の低い事業からの撤退、事業再生、設備投資その他の事業活動を積極的に行うよう努めなければならない。」旨が規定されている。

すなわち、第4条及び第5条で、国・事業者双方の責任を明確に規定し、双方が互いに責任を果たすことにより、いわゆる3つの「過」（過小投資、過剰規制、過当競争）を解消し、日本の産業競争力強化を図るとしている。

2-3. 実行体制の確立

まず、産業競争力の強化に関する実行計画について、第6条第1項では、「政府は、集中実施期間¹⁷における産業競争力の強化に関する施策の総合的な推進及び迅速かつ確実な実施を図るため、産業競争力の強化に関する実行計画¹⁸を作成するものとする。」としている。また、第6条第5項で、「内閣総理大臣は、実行計画の案を作成し、閣議の決定を求めるものとする。」としている。さらに、第6条第6項で、「政府は、実行計画を作成したときは、これを公表するものとする。」としている。加えて、第6条第7項で、「政府は集中実施期間中、平成26年度以降の各年度において少なくとも1回、重点施策の進捗及び実施の状況を取りまとめ、重点施策の進捗及び実施の効果に関する評価を行い、その評価の結果及び経済事情の変動を勘案し、実行計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを改定するものとする。」としている。

すなわち、内閣総理大臣の主導により実行計画を策定し、それを国民に公表するとともに、「①誰が（どの大臣が）何をどのようにいつまでに実施するのかを具体的にコミットする→②その実施状況を定期的に検証する→③遅れや不足があった場合には担当大臣¹⁹の責任により、その理由を公表した上で、代替案を改めてコミットさせる」という循環を法的に確立している²⁰。

¹⁶ 「事業者」とは、株式会社等の営利企業、一般社団法人や医療法人等の非営利企業、個人事業者、事業協同組合等を指す。

¹⁷ 第4条第2項において、平成25年度以降の5年度の期間を「集中実施期間」とする旨が規定されている。

¹⁸ 第6条第4項において、実行計画は、その作成の日から起算して3年を超えない期間について定める旨が規定されている。

¹⁹ 第6条第3項において、担当大臣とは、実行計画に定められた重点施策についての内閣法にいう主任の大臣をいう旨が規定されている。

²⁰ 山田（2013）は、「そもそも成長戦略とは策定すること自体が目的ではなく、いかに取組を継続して実行していくかが重要である。その意味で、定期的に成果をチェックし、必要に応じて施策を修正・追加していく、いわゆるPDCAサイクルを作り出すことが求められる。この

2-4. 「規制改革」を強力に推進するための制度の新設

産業競争力強化の観点から、企業の提案に基づき「規制改革」を実行する2つの新たな制度（企業実証特例制度及びグレーゾーン解消制度）を創設することにより、規制改革を強力に推進し、意欲ある民間の創意工夫や挑戦を支援することとしている。

（1）企業実証特例制度

企業実証特例制度は、①企業が規制の特例措置を提案、②事業・規制所管両大臣が協議し、特例措置を創設、③安全性確保に係る措置を含む事業計画の認定を通じ、規制を緩和するとともに、その事業を通じ安全性を検証しようという手順を踏む制度である。

条文上は、第8条で、新たな規制の特例措置の求め²¹について、第10条及び第11条で新事業活動計画の認定等について、さらには、第14条及び第15条で、規制の特例措置の見直し及び規制改革の推進²²が、それぞれ規定されている。

なお、具体的な事例としては、下記のようなものが想定されている。

図表6 企業実証特例制度の具体的な事例

例1 燃料電池車両の実用化に向けた実証
・水素タンクに、新しい鋼材の活用を可能とする。 →十分な劣化検査等を条件とし、燃料電池車両の実用化を支援
例2 物流用電動アシスト自転車の公道走行実証
・物流用途において、重い荷物を引くための構造を有する、現行よりもアシスト力の大きい電動アシスト自転車の活用を可能とする。 →過度なアシストを抑制する装置による安全性確保等を条件とし、物流業における女性・高齢者の活躍を支援

（出所）経済産業省資料

（2）グレーゾーン解消制度

グレーゾーン解消制度は、現行の規制の適用範囲が不明確な分野において、

点では「常に進化し続ける成長戦略」を目指す、とあるが、その有効な仕組みづくりが本当にできるかどうか最大のポイントである。」旨を指摘していたが、本法案で措置されたこの仕組みはこうした指摘を踏まえたものとも言える。

²¹ 第8条第1項では、「新たな規制の特例措置の適用を受けて新事業を実施しようとする者は、主務省令で定めるところにより、主務大臣に対し、当該新たな規制の特例措置の整備を求めることができる。」と規定している。

²² 第15条第1項では、「諸外国における規制の状況等の事情を踏まえて検討を加え、その結果に基づき、規制の撤廃又は緩和のために必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。」旨が規定されている。これは、経済活動がグローバル化する中で、規制が国内企業活動の足かせとならないよう、諸外国とのイコールフットイングを図るための規定である。

①企業が事業計画の適法性の確認を申請、②事業所管大臣を通じ、規制所管大臣に照会し確認、③安心して、事業を実施し、また事業開始後における規制当局又は利害関係者とのトラブルリスクを未然に回避することを目指すという手順を踏む制度である。

条文上は、第9条で、適法性の確認が、また企業実証特例制度と同様に、第10条及び第11条で、新事業活動計画の認定等が、それぞれ規定されている。

なお、具体的な事例としては、下記のようなものが想定されている。

図表7 グレーゾーン解消制度の具体的な事例

例1	医師が出す運動・栄養に関する改善指示書に基づき、生活習慣病等に罹患していない者に対し、健康の維持・増進を目的として、民間事業者が、それらの指導を実施
→民間の取組を通じ、多様なサービスを提供	
例2	医療法人が希望する場合に、入院患者に加え、通院患者に対しても、病院食を提供
→通院患者の利便性向上、多様な患者のニーズへの対応	
例3	保険者が、被保険者等の同意を得て、企業に対し、レセプト・健診データの分析結果を提供することにより、企業と共同して、被保険者の健康増進等に関する取組を実施
→保険者と企業が共同した健康の増進等	

(出所) 経済産業省資料

2-5. 「産業の新陳代謝」の促進を図るための措置

政策の大きな柱として、(1)ベンチャー企業の成長支援、(2)思い切った事業再編等を通じ世界を目指す事業革新を促す措置、(3)リスクの高い先端設備投資を促進するための措置の3点が掲げられ、これらを通じて、「産業の新陳代謝」を促す業種横断的支援策を強力に推進することとしている。

(1) ベンチャー企業の成長支援

ベンチャー企業の成長のためには、事業会社等の企業からベンチャーファンドへの資金供給を拡大することが必要であり、ベンチャーファンド(後述するとおり、経済産業大臣による認定を受けたものに限られる)に出資する企業に税制上の支援措置²³等を講じることとしている。このようにして、ファンドの

²³ 税制上の具体的な支援内容については、産業競争力強化法案ではなく、次期常会に提出予定の租税特別措置法改正案で措置される見通しである。なお、2013年10月1日に与党(自由民主党、公明党)が取りまとめた『民間投資活性化等のための税制改正大綱』では、法人税の優遇措置として、企業がベンチャーファンドへの出資額の8割を限度とし、「損失準備金」として積み立て、損金算入することができる「損失準備金制度」の創設が明記されている。

資金的厚みを増すとともに、技術、経営等の総合的な支援（いわゆるハンズオン支援）を提供する仕組みを構築し、新規創業の拡大のみならず、事業拡張期にあるベンチャー企業の成長実現を強力に支援することとしている。

条文上は、まず第2条第6項で、ベンチャーファンド（投資事業有限責任組合²⁴）が行うベンチャー企業に対する投資事業であり、当該ベンチャー企業に対する積極的な経営又は技術の指導を伴うことが確実であると見込まれるものとして経済産業省令で定めるものを「特定新事業開拓投資事業」と定義付けている。さらに、第17条及び第18条で、ベンチャーファンドが同事業に関する計画を作成し、経済産業大臣に提出して認定を受けることができること等²⁵が規定されている。また、第19条で、独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務保証等の金融支援が規定されている。

（2）事業再編等を通じ世界を目指す事業革新を促す措置

産業の過当競争・過剰供給構造を解消するとともに、世界で通用する強い事業の創出や新たな事業への挑戦等の事業革新を強力に推進するため、企業に眠る優れた事業・技術・人材等の経営資源を切り出し、又は統合してシナジー効果を生むこと等を目的とし、企業が早期かつ大胆に事業再編を決断できるように国が税制²⁶や金融、更には会社法の特例等の各種支援措置を講じることとしており、「産業競争力強化法案」の根幹的な部分である。

条文上は、まず第2条第11項及び同条第12項で、「事業再編」と「特定事業再編」について定義付けがなされている。

まず、「事業再編」とは、「事業者がその事業の全部又は一部の生産性を相当程度向上させることを目指した事業活動」であり、①事業の構造の変更（例：合併、会社の分割、株式交換、株式移転等）及び②事業の方式の変更（例：新商品の開発及び生産又は新たな役務の開発や提供等）のいずれにも該当するものをいう。

²⁴ 投資事業有限責任組合（LPS：リミテッドパートナーシップ）とは、「投資事業有限責任組合契約に関する法律」に基づくものであり、最低1名は設けることが義務付けられている無限責任組合員（ゼネラルパートナー）と有限責任組合員で構成される。出資者である有限責任組合員は、出資金額以上の責任には問われず、リスクを抑えることができる。なお、投資事業有限責任組合を活用したスキームは、事業再生やベンチャー企業支援等に活用されている。

²⁵ 計画の認定のほか、変更や認定の取消しについても規定。

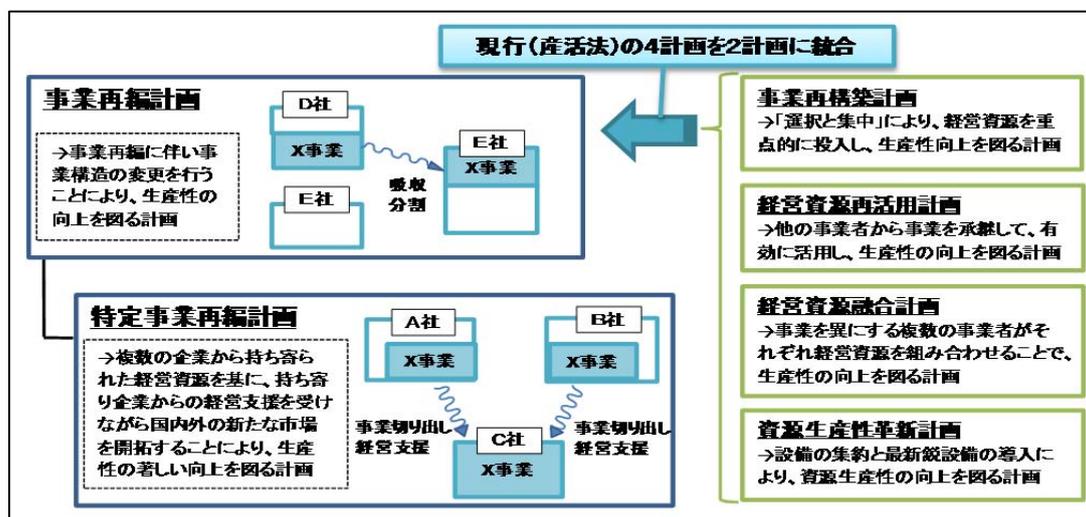
²⁶ 『民間投資活性化等のための税制改正大綱』では、法人税の優遇措置として、事業の切り出し・統合を行う企業に対して出融資額の7割を限度とし、「損失準備金」として積み立て、損金算入することができる「損失準備金制度」の創設や登録免許税の負担軽減措置（例えば、会社設立又は増資の場合、資本金額の0.7%→0.35%）等が明記されている。

次に、「特定事業再編」とは、「事業再編のうち、2以上の事業が、それぞれの経営資源を有効に組み合わせて一体的に活用して、当該2以上の事業者のそれぞれの事業の全部又は一部の生産性を著しく向上させることを目指したもの」であり、いわゆるカーブアウト²⁷等が該当する。

さらに、第24条から第27条までにおいて、「事業再編計画」及び「特定事業再編計画」の認定、変更の認定等がそれぞれ規定されている。

なお、現行の産活法における4計画（①「事業再構築計画」、②「経営資源再活用計画」、③「経営資源融合計画」、④「資源生産性革新計画」）は、「事業再編計画」と「特定事業再編計画」の2計画に統合される（図表8）。

図表8 「産業競争力強化法案」に基づく事業再編等に関するイメージ図



(出所) 経済産業省資料より作成

また、第28条では、事業再編計画又は特定事業再編計画の認定に際し、主務大臣と公正取引委員会の判断の整合性を確保することが措置されているほか、第29条から第49条では、国による認定を受けた事業再編に際して講じられる会社法上の特例（完全子会社化手続の円滑化²⁸や検査役²⁹の検査の免除等）や金

²⁷ カーブアウトとは、既存企業の経営資源の活用のことであり、事業部門単位等で企業戦略として切り出される場合を指す。

²⁸ 会社法上、全部取得条項付種類株式（株主総会の決議によって、会社がその種類の株式の全部を取得することができるという株式）を用いて完全子会社化を行う場合には、対象会社の株主総会を開催し特別決議によって定款の変更等を行う必要があるが、産業競争力強化法による認定を受けた事業再編については、公開買付けの結果、対象会社の総議決権の90%以上を保有していること等を条件に前記の手続を経ることなく、迅速な完全子会社化を実施することが可能になる。

²⁹ 現物出資や財産引受を行う場合に財産が過大に評価されないように調査する役割等を担い、

融支援（独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務保証や株式会社日本政策金融公庫によるツーステップローン（二段階融資）³⁰）等の各種支援措置が規定されている³¹。

さらに、第 50 条では、「政府は、事業者による事業再編の実施の円滑化のために必要があると認めるときは、商品若しくは役務の需給の動向又は各事業分野が過剰供給構造にあるか否かその他の市場構造に関する調査を行い、その結果を公表するものとする。」と規定している。これは、民間の自主的な判断に任せていては、産業の新陳代謝が進まない場合には、国が調査を行い、事業再編を促すことを法的にも明示したものである。

また、第 135 条では、雇用の安定等に関して、「国及び事業再編等を行う認定事業者が、失業の予防その他雇用の安定を図るため必要な措置を講ずるよう努める」旨等が規定されている³²。

（3）リスクの高い先端設備投資を促進するための措置³³

企業が保有する設備の新陳代謝を促進し、生産性向上を図るため、高額な初期費用を要し、当初の稼働が見込みにくい先端医療機器や高精度 3D プリンター等の先端設備等について、リース手法（オペレーティング・リース³⁴）を用いた投資促進措置を講じることとしている。

条文上は、まず、第 2 条第 18 項から同条第 20 項において、下記のような定義付けがなされている。

図表 9 「先端設備等」等の定義について

<p>先端設備等 (第 2 条第 18 項)</p>	<p>先端的な技術を活用した設備、機器又は装置であつて、将来におけるその価格変動が著しく不確実なものであり、かつ、産業競争力の強化に資するものとして経済産業省令で定めるもの。</p>
---------------------------------------	---

弁護士等が選任される。

³⁰ 株式会社日本政策金融公庫が、事業再編等を行う事業者へ融資を行う指定金融機関に対して、財政投融资資金を原資とし、長期・低利の貸付けを行うスキームを指す。

³¹ その多くは現行の産活法にも規定されているものである。

³² 産活法第 72 条の 2 で規定されているのと同様の規定である。

³³ 『民間投資活性化等のための税制改正大綱』では、法人税の優遇措置として、先端設備（旧モデルと比べ年平均 1% 以上生産性を向上させるモデル）の導入等に関する設備投資について、即時償却又は 5% 税額控除が明記されている。

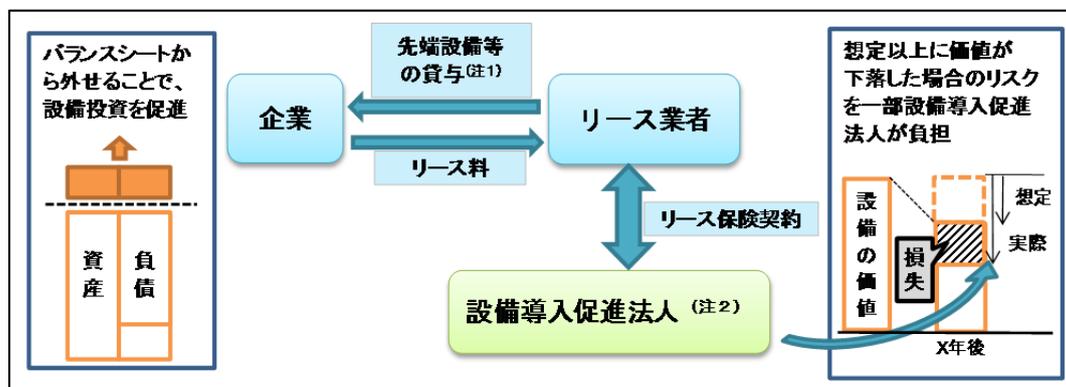
³⁴ リースは、取引の性質からファイナンス・リースとオペレーティング・リースに区分される。ファイナンス・リースとは、フルペイアウト（リース料の中にリース物件の取得価額と諸費用がほぼ全額含まれているもの）のリースである。これに対し、オペレーティング・リースはノン・フルペイアウトのリースであり、リース料は物件の取得価額全体ではなく、リース期間終了後の物件の残存価値を考慮して算定される。

リース契約 (第2条第19項)	リース業者が企業から対価を得て、先端設備等を使用させる契約。なお、中途解約規定のないことを条件とする。
リース保険契約 (第2条第20項)	①先端設備等を長期リース契約(使用期間が3年以上のもの)により使用させる事業を行うリース業者が保険料を支払うことを約する、②リース業者が企業から対価の支払を受けることができなかつた場合に、保険料の引受けを行う設備導入促進法人が、当該リース業者の請求に基づき、その対価の支払を受けることができなかつたことによって生じた当該リース業者の損害を填補することを約して保険料を収受する、といういずれにも該当する保険契約。

(出所)「産業競争力強化法案」の該当条文より、筆者作成

さらに、第61条第1項及び同条第2項では、設備導入促進法人の指定等について、「経済産業大臣は、経済産業省令で定めるところにより、先端設備等の導入の促進のための事業(①リース保険契約の引受け、②先端設備等をリース契約により使用させる事業を行うリース業者に対する情報の提供、助言、指導等)を行うことを目的とする法人を設備導入促進法人として指定できる」旨が規定されている。

図表 10 リース手法を活用した先端設備投資支援制度のイメージ図



(注1) 使用期間が3年以上で中途解約規定のないことが条件

(注2) 経済産業大臣が指定

(出所)『日本経済新聞』(2013. 5. 17)等を参考に作成

2-6. 中小企業・小規模事業者の活力の再生

(1) 創業等の支援

中小企業・小規模事業者の活力再生が、地域経済の再生、国際競争力の向上に寄与するとの観点から、日本再興戦略では「開業率を米英並みの10%台を目指す(現状4.5%)」こと等が目標として掲げられている。

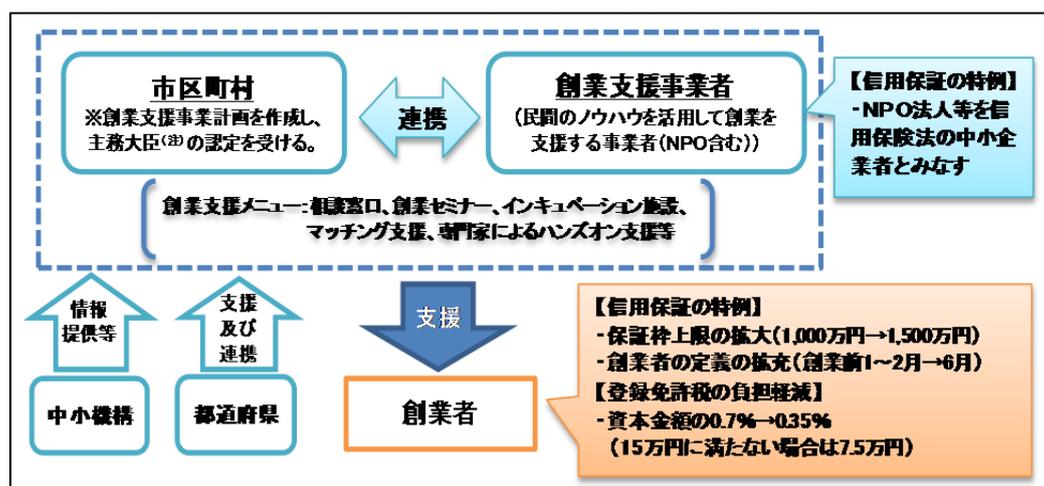
同目標達成のための第一歩として、民間ノウハウを活用したワンストップ創業支援体制をまずは整備することとしており、市区町村が民間の創業支援事業者³⁵と連携して、創業前から創業後まで一貫して支援する取組に対し、国も関係省庁が連携して全面的にサポートすることとしている。

条文上は、まず第 112 条及び第 113 条で、経済産業大臣及び総務大臣は「創業支援事業の実施に関する指針」を定めることとした上で、市町村が創業支援事業に関する計画を作成し、集中実施期間中に主務大臣に提出して、認定を受けることができるとしており、第 115 条等で同認定を受けた場合の支援策が措置されている。

具体的には、認定特定創業支援事業（認定を受けた創業支援事業のうち、特に創業の促進に寄与するもの）による支援を受けている創業者については、信用保証の特例（①信用保証の保証枠の上限を拡大（1,000万円→1,500万円）、②創業者の定義の拡充（創業前1～2月→6月））や登録免許税の負担軽減（資本金額の0.7%→0.35%）といった支援を受けることができる。

また、第 116 条及び第 117 条で、認定を受けた創業支援事業を行う一般社団法人、一般財団法人、NPO法人等を中小企業者とみなし、信用保証の対象とすることや市町村等が独立行政法人中小企業基盤整備機構及び都道府県から情報提供その他の支援を受けることができることが規定されている。

図表 11 創業支援のイメージ図



(注) 経済産業大臣、総務大臣及び創業支援事業計画に係る事業を所管する大臣
(出所) 経済産業省資料より作成

³⁵ 民間のノウハウを活用して創業支援する事業者を指し、民間事業者、経済団体、金融機関、NPO等が想定される。

（２）経営改善・事業再生の支援強化

中小企業金融円滑化法による貸付条件変更を利用した 30～40 万社のうち、特に 5～6 万社については早急に経営改善・事業再生の支援が必要であると推計されており、解決すべき今後の難題として残されたままである。

現在、産活法に基づき各都道府県に設置されている中小企業再生支援協議会が中心となって、事業再生支援が実施されているが、さらに、独立行政法人中小企業基盤整備機構に設置されている中小企業再生支援全国本部を機能拡充し、再生支援体制を一層強化することを企図している。

条文上は、第 133 条で、独立行政法人中小企業基盤整備機構（全国本部）の業務として、①各都道府県の再生支援協議会に対して専門家の派遣等を行うこと、②各協議会による支援状況の評価スキームを構築すること、③各協議会に加え、全国本部で受付・再生支援の対応を行うことが新たに追加される。

加えて、第 55 条で、早期事業再生の促進（私的整理の円滑化）を図るため、「事業再生実施関連保証」（経営改善サポート保証）を創設することも規定されている³⁶。

２－７．産業競争力強化のためのその他の措置

（１）国立大学法人等によるベンチャーファンド等への出資

国立大学法人等³⁷における研究活動の活性化と研究成果の活用の促進を図るため、第 20 条から第 22 条で、研究活動を事業活動において活用する大学発ベンチャー等の民間事業者を支援するベンチャーファンド等のうち、一定の要件³⁸を満たしたものに対して、国立大学法人等が出資並びに人的及び技術的援助を行うことを可能とすることが規定されている。

（２）中小・ベンチャー企業等を対象とした特許料の減免措置

特許料の減免措置については、第 75 条で「特許庁長官は、産業競争力の強化に資するものとして経済産業省令で定める技術の分野に属する発明に係る

³⁶ 中小企業再生支援協議会等による支援を受けて作成した計画に基づき、経営改善・事業再生に取り組む中小企業・小規模事業者に対して、信用保険法の特例を措置し、計画実行段階の資金調達を円滑化することとしている。なお、事業再生準備期間の資金調達については、従前から「事業再生円滑化関連保証」（プレDIP（ディップ：占有を継続する債務者）保証）が措置されている。

³⁷ 国立大学法人及び大学共同利用機関法人（例：国立遺伝学研究所）を指す。

³⁸ 特定研究成果活用支援事業（大学発ベンチャー等に対して経営上の助言や資金供給を行う事業）に関する計画を文部科学大臣及び経済産業大臣に提出し、認定を受ける必要がある。

第1年から第10年までの各年分の特許料を納付すべき者が新たな産業の創出による産業競争力強化に対する寄与の程度及び資力を考慮して一定の要件を満たす者であるときは、特許料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。」旨が規定されている。

なお、具体的な要件及び減免幅は政令で定められることとなるが、「小規模企業、個人事業主、設立10年未満の中小企業」を対象に、「①審査請求料及び特許料の負担を3分の1に減額、②国際出願の際の国際調査手数料及び国際出願手数料を3分の1に減額」といった減免措置が講じられる予定である³⁹。

（3）株式会社産業革新機構によるベンチャー投資の迅速化

株式会社産業革新機構によるベンチャー投資の迅速化を図るため、これまでは、支援決定を行う際に、「あらかじめ経済産業大臣にその旨を通知し、相当の期間を定めて、意見を述べる機会を与えなければならない⁴⁰」とされていたが、第99条では、一定額（10億円程度を想定）以下の出資のみである場合に限っては同手続を不要とし、ベンチャー投資の迅速化が措置されている。

2-8. 施行期日、産活法の廃止等

施行期日については、附則第1条で、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日となっている⁴¹。

また、見直しについて、附則第2条第2項では、「政府は、この法律の施行後平成30年3月31日までの間に、経済社会情勢の変化を勘案しつつ、この法律⁴²の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて廃止を含めて見直しを行うものとする。」と規定している。

なお、附則第4条において、産活法は廃止することとされた。

3. 「産業競争力強化法案」をめぐる主な論点

■事業再編に国がどの程度関与すべきか

第50条には、「政府は、事業者による事業再編の実施の円滑化のために必要があると認めるときは、商品若しくは役務の需給の動向又は各事業分野が過剰

³⁹ 『日刊工業新聞』(2013.10.16)

⁴⁰ 産活法第30条の25

⁴¹ ただし、国立大学法人等によるベンチャーキャピタル等への出資（2-7（1）参照）及び特許料の減免措置等（2-7（2）参照）については、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行されることとなっている。

⁴² 第5章（株式会社産業革新機構による特定事業活動の支援等）の規定を除く。

供給構造にあるか否かその他の市場構造に関する調査を行い、その結果を公表するものとする。」という調査・公表規定が盛り込まれた。ただし、事業者による事業再編は、「民」の自主的な判断によって行われることが、あくまでも基本であり、「官」が過度に介入することには慎重であるべきであろう⁴³。

しかしながら、日本では、諸外国に比べ事業再編が進展しておらず⁴⁴、その結果として、低収益構造を続けてきたという現実がある。調査・公表規定は、政府主導の事業再編も辞さないという強い意志の表れが条文化したものとも言える。実際の運用においては、こうした規定の存在が、企業による自主的な事業再編を促すための暗黙の圧力として機能することが望ましく、政府が調査・公表規定に基づく措置を講じるのは、最終手段であるべきであろう⁴⁵。

■企業実証特例制度、グレーゾーン解消制度はどの程度成長に寄与するか

まず、企業実証特例制度については、従来は業界団体等で時間をかけて調整し、政府に要望していた規制改革を、個別企業の技術開発や新規事業参入といった経営戦略に応じ「先行事例」として早期に実現が可能となるといった利点があると考えられる。また、グレーゾーン解消制度についても、規制に抵触するかどうか曖昧で、企業が事業着手をためらうといった事態が回避されるため、企業の活動には確実にプラスとなろう。

これら2つの制度は、規制改革の新たな制度として、期待が高まる部分もあるが、現段階では小粒なアイデアが多く、経済成長にどの程度寄与するのかが不透明である⁴⁶ほか、実際に政策が運用される局面において、岩盤とも称され

⁴³ この点について、産業競争力会議議員でもある武田薬品工業株式会社の長谷川社長は、「医薬品業界は企業数が多く、統合・集約等の議論が政府内にもあるやに聞く。これを否定するものではないが、これは現在試行されているメリハリの効いた薬価制度を本格実施することで、その方向に向かうものであり、政府が無理に進めるべきものではない。」との意見を表明している（第9回産業競争力会議議事要旨）。

⁴⁴ 有田（2013）は、この原因として、①統廃合等の厳しい事業判断ではなく、事業縮小で現状維持する判断になりがちである、②海外と比して、株主の圧力も弱く、低成長、低収益の改善に向けた再編への取組を先送りし、現状維持に近い判断を選好しがちである、③再編ニーズはあるものの、統合を推進する競争力を有した強者が不在で、進展しない等を指摘している。

⁴⁵ 大和総研の熊谷チーフエコノミストは「企業再編には税制面の支援だけでなく、雇用規制の緩和も必要。リストラを円滑に進められなければ、企業は再編を決断しにくい」と指摘している。また、JPモルガン証券の菅野チーフエコノミストは、官主導で国内企業の再編を促してもデフレ脱却は困難であるとの見方から、「中国などに対抗していくには、海外と競合しないような高い技術を持つ産業を生み出していくことが不可欠だ」と指摘している（『日本経済新聞』（2013. 10. 16））。

⁴⁶ この点について、産業競争力会議議員でもある竹中慶應義塾大学教授は、「規制改革こそ一丁目一番地であり、その中心である国際先端テストにどのようなものが選ばれるのか大変楽しみにしていたが、例えば、水素スタンドの使用可能鋼材の性能基準について、これがどのよう

る規制を本当に切り崩すことができるのか否かを注視していく必要がある。

■リース手法の活用策で設備投資は伸びるのか

今回のスキームでは、リース業者が設備導入促進法人に保険料を支払う分、企業がリース業者に払うリース料は保険料分を上乗せされて、その分だけ高くなる可能性もある。また、オペレーティング・リースを活性化させるためには、一部の機種を除き国内では未発達とされる一定の流動性、価格形成力を持つ中古市場の存在が不可欠であり、リース業者が、こうした市場整備に取り組むことが前提となるが、この点は今後の課題である。

また、今回のスキームは企業、とりわけ中小企業が先端設備等に投資する際のインセンティブにはなり得る可能性はあるが、マクロで見た民間設備投資の押し上げという意味では、過大な期待をすべきではないと思われる。2015年度までに70兆円という民間設備投資の目標を達成するためには、期待成長率を高めるといふ、より根本的な問題をクリアすることが前提となろう。

■ベンチャーファンドへの出資支援のみで起業は促進されるのか

ベンチャー投資については、従来から累次の活性化策が講じられてきた一方で、思うように成果が上がってきておらず、この現実には、税制優遇を中心とした資金面のインセンティブだけでは起業に至るには十分ではなかったことを物語っている。

こうした点も踏まえ、「産業競争力強化法案」において、ベンチャーファンドの資金的厚みを増すとともに、技術、経営等の総合的な支援（いわゆるハンズオン支援）を提供する仕組みが規定されることは前進と言えよう。それに加え、初等教育段階からの起業家教育を充実させること等がより根本的な施策として必要となつてこよう⁴⁷。

■中小企業・小規模事業者の活力は再生できるのか

中小企業・小規模事業者政策については、国による施策と市区町村、さらに

に成長に結びつくのかよく分からない。もちろん、そういうこともやってもらえばよいが、もっと大きな問題、ポジティブサプライズをもたらすような問題について対象にしていかなければならないのではないかと指摘している（第8回産業競争力会議議事要旨）。

⁴⁷ 例えば、スウェーデンは2009年に起業的な観点を学習内容に盛り込むべきであるとの指針を策定し、国を挙げて起業家教育に取り組み始めている（『日刊工業新聞』（2013.10.14））。このほか、上村（2013）では、起業活動が低迷している要因として、起業失敗の脅威を感じる割合が高いことから、労働移動の円滑化を支援する制度の整備を進める必要性を指摘している。

は都道府県も含めたそれぞれの主体による施策が従前より重層的に行われてきた。今般の市区町村が民間の創業支援事業者と連携して、創業前から創業後まで一貫して支援する取組に対し、国も関係省庁が連携して全面的にサポートするとの措置を通じて、各主体による施策の重複部分が実態上明らかになることも期待でき、政策面の効率化を図る意味でも有意義であろう。ただし、これは中小企業・小規模事業者の活力再生に向けた一里塚に過ぎず、更なる政策を効率的かつ効果的に実施していく必要がある。

また、独立行政法人中小企業基盤整備機構の機能拡充等による経営改善・事業再生の支援強化策も打ち出されているが、十分とは言えない。本法律案では措置されなかったが、例えば、事業引継ぎ支援センターの有効活用に向けた施策の充実等は重要であり、今後、優先的に手当を講じることは検討に値しよう⁴⁸。

【参考文献】

- 有田賢太郎「産業競争力を促す産業再編のあり方に関する考察」『みずほ産業調査』みずほコーポレート銀行、みずほ銀行、2013年5月
- 伊藤元重・清野一治・奥野正寛・鈴木興太郎『産業政策の経済分析』東京大学出版会、1988年5月
- 上村未緒「日本再興戦略の特徴と今後の課題」『みずほインサイト』みずほ総合研究所、2013年7月
- 柿沼重志、中西信介「成長戦略の成否を握る民間設備投資の動向」『経済のプリズム』参議院、2013年10月
- 鎌田純一、柿沼重志、中西信介「日本再興戦略の概要と今後の課題」『立法と調査』参議院、2013年10月
- 小林真一郎・尾畠未輝「成長戦略における産業政策」『日本経済ウォッチ』三菱UFJリサーチ&コンサルティング、2013年8月
- 徳田秀信「わが国中小企業の収益力と競争力」『みずほ総研論集』みずほ総合研究所、2010年12月
- 日本経済団体連合会『新たな産業政策体系の構築を求める』、2013年3月
- 深尾京司『「失われた20年」と日本経済』日本経済新聞社、2012年3月
- 溝端幹雄「成長戦略と骨太の方針をどう評価するか」『経済・社会構造分析レポート』大和総研、2013年7月
- 山田久「アベノミクス、半年間の評価」『Research Focus』日本総研、2013年6月
- 山田久『デフレ反転の成長戦略』東洋経済新報社、2010年7月
- 山本康雄「製造業の設備過剰感は大 政府目標70兆円の難しさ」『週刊エコノミスト』毎日新聞社、2013年6月

(内線 75265、75268)

⁴⁸ 例えば、事業引継ぎ支援センターが相談を受け、その後の橋渡しを外部のM&A仲介機関に依頼する場合には着手金が必要になるが、その着手金自体がネックとなっているケースも想定され、上限を設けた上で、その一部を財政資金で手当するような支援は一考の価値がある。